

令和6年度 スタートアップ創出補助金（若者・学生創業部門）【募集要領】

令和6年度 スタートアップ創出補助金の募集要領は以下のとおりですので、募集要領の内容を確認いただいたうえで、申請をお願いいたします。

1. 目的

若者、学生による創業に対して、必要な経費を補助することにより、本市におけるスタートアップの創出を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

2. 補助対象者

以下の(1)～(7)の要件を全て満たす者であることが必要です。

(1) 創業者となる若者であること

- ・ 交付決定日以降に事業を開始する者であって、その代表となる者
- ・ 交付申請日において35歳未満である者

(2) 市内に住民票を有し、かつ市内に主たる事業所を設置し、事業を開始する者

(3) 許認可等を要する業種にあっては、許認可等を受けていること（例：飲食店、古物営業等）

- ・ 許認可等を受けることが確実と認められる者を含む

(4) 令和4年4月1日から創業する日の前日までの間に福井市創業支援等事業計画で定める特定創業支援等事業を受けた者

- ・ ワンストップ相談窓口（福井商工会議所）
- ・ 開業をテーマにしたセミナー（福井商工会議所）
- ・ 創業ハンズオン支援（特定非営利活動法人アントレセンター）
- ・ 創業相談窓口/伴走型巡回相談（福井東商工会、福井北商工会、福井西商工会）

(5) 市町村税を滞納していないこと

(6) これまでに福井市が行う創業に関する補助金の交付決定を受けたことがないこと

- ・ 福井市起業家支援セットメニュー事業補助金、熱意ある創業支援事業補助金の交付決定を受けたことがないこと

(7) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと

3. 補助対象事業

以下の(1)～(4)の要件を全て満たす事業であることが必要です。

(1) 福井県信用保証協会の定める保証対象業種であること

- (2) 国、県、市その他の公的機関が実施する同種の補助金を受けている事業でないこと
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項に基づき許可を受けなければならない事業所でないこと
- (4) 支店、支社、フランチャイズチェーン店、のれん分け等としての事業でないこと

4. 補助限度額及び補助率

補助限度額及び補助率は以下のとおりです。なお、審査の過程において、予算額、総採択件数、個別経費の内容等を精査し、申請額より減額する場合がありますのであらかじめご了承ください。

- (1) 補助限度額 30万円
- (2) 補助率 1／2以内（ただし、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校に在学している場合は2／3以内）

5. 補助期間

- (1) 開始日 交付決定日
- (2) 終了日 令和7年3月31日（月）

補助事業終了後60日を経過する日又は令和7年3月31日（月）のいずれか早い日までに、支払いを終え、実績報告書等を提出する必要があります。

6. 補助対象経費

経費	補助対象経費	
工事費	・ 創業する事業所に係る改築、解体及び撤去等に必要経費	
設備費	・ 事業実施に必要な機械装置、器具等の購入、改造に要する経費	
備品購入費	・ 事業実施に必要な物品の購入に要する経費 （車両及び汎用性のある品を除く。）	
商品開発費	・ 創業する事業に係る商品開発のための試作費のうち、外注加工費、委託費、産業財産権導入費	
	外注加工費	原材料等の再加工、設計等を外注する場合に要する経費
	委託費	分析、試験、調査等を委託する場合に要する経費
	産業財産権導入費	産業財産権の導入に要する経費
広告宣伝費	・ パンフレット、カタログ等のデザイン及び印刷に係る経費（名刺の印刷費を除く。） ・ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス、マスコミ広告に係る経費（サーバーメンテナンス費等の継続的な経費を除く。）	
会社の設立に	・ 会社の設立に伴う司法書士、行政書士等に支払う官公庁への申請資料作成経費	

係る経費	(税金(消費税及び地方消費税、登録免許税等)、収入印紙、各種証明書交付手数料等を除く。)
------	--

(1) 補助対象となる経費は、次の事項をすべて満たすものとなります。

- ・ 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できること
- ・ 領収書、振込依頼書、請求書などの証拠資料等によって金額及び内訳が確認できること
- ・ 契約日、発注日、購入日等の全てが交付決定日以降であること
- ・ 工事費については完了日が、それ以外の経費については納品日が、実績報告日前であること
- ・ 支払日が実績報告日前であること

(2) 下記に該当する経費は対象となりません。

- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人から補助を受けている事業経費
- ・ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
- ・ 金融機関などへの振込手数料(取引価格の内数になっている場合を除く。)
- ・ 汎用性があり、事業以外での目的外使用になり得るもの
(例：ノートパソコン、文書作成ソフトウェア、タブレット端末等の購入費 等)
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(3) その他

- ・ 支払は原則銀行振込又は現金で行ってください。
- ・ 売買、請負その他の契約をする場合には、見積合せ等を実施し、契約先の選定過程及び選定理由を明確にしてください。補助対象事業終了後に見積書(2者以上)を提出していただきます。見積合せを実施しない場合は契約先選定理由書の提出が必要です。なお、次の表の契約金額を超えない範囲であれば、見積合せ等の省略が可能です。

契約の種類	契約金額(税込)
(1) 工事又は製造の請負	1 3 0 万円
(2) 財産の買入	8 0 万円
(3) 物件の借入	4 0 万円
(4) 前各号に掲げる以外のもの	5 0 万円

7. 事業の採択方法

(1) 審査方法

- ・ 書類審査を行います。

(2) その他

- ・ 創業後6月を経過して以降の確定申告又は決算ごとに2回、経過報告書を提出し、面談を受けていただきます。

8. 申請方法

(1) 募集期間 令和6年5月1日(水)～

※予算額に達した時点で終了します。

(2) 申請方法

- ・ 募集期間中に、申請書等必要書類を全て揃えて福井市役所商工振興課まで事前連絡の上、持参してください。
- ・ 申請書類提出後の書類の差し替え、追加提出は原則行いません。
- ・ 提出された申請書等は返却いたしません。

9. 取り消し

交付決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、取り消しを受けた者が既に補助金の交付を受けているときは、当該取り消しにかかる金額を指定の日までに返還していただきます。

- (1) 創業前に交付決定事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の目的に反したとき。
- (5) 正当な理由なく、フォローアップ面談を受けなかったとき。
- (6) 国、県、市その他公的機関が実施する同種の補助を受けるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

10. 問い合わせ先について

福井市 商工労働部 商工振興課

〒910-0858 福井市手寄1-4-1 (アオッサ5階)

連絡先：0776-20-5325

E-mail：syoukou@city.fukui.lg.jp